

工場・事業場から発生する騒音の規制基準				
区分		基準値(デシベル)		
時間	用途地域等	騒音規制法	県生活環境保全条例	
朝	午前6時～ 午前8時	住専	45	45
		住居・調整	50	50
		近商・準工 商業	60	60
		工業	65	65
		工専		75
昼	午前8時～ 午後6時	住専	50	50
		住居・調整	55	55
		近商・準工 商業	65	65
		工業	70	70
		工専		75
夕	午後6時～ 午後11時	住専	45	45
		住居・調整	50	50
		近商・準工 商業	60	60
		工業	65	65
		工専		75
夜	午後11時 ～ 午前6時	住専	40	40
		住居・調整	45	45
		近商・準工 商業	50	50
		工業	55	55
		工専		65

- ・住専・・・第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
- ・住居・・・第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
- ・調整・・・市街化調整区域
- ・近商・・・近隣商業地域
- ・商業・・・商業地域
- ・準工・・・準工業地域
- ・工業・・・工業地域
- ・工専・・・工業専用地域